

租税特別措置法第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の
規定の適用を受けようとする船舶に関する届出書の受理について（通知）

殿

国土交通大臣

令和 年 月 日付け届出のあった、租税特別措置法第十条の三第一項及び第三項並びに
第四十二条の六第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする船舶に関する届出書につい
て、環境への負荷の低減に資する装置等の設置状況等に関する届出に係る事務取扱要領の規
定に基づき、下記のとおり届出書を受理した旨通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 主たる営業所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 税制の適用を受けようとする事業年度（個人事業の場合は申告対象期間）
- 5 税制の適用を受けようとする船舶名（船舶番号）
- 6 税制の適用を受けようとする船舶の竣工年月日
- 7 届出書受理日